

令和5年度第2回白岡市学校給食委員会会議次第

日 時 令和5年11月8日(水)

午後3時から

場 所 白岡市役所

1階 会議室101～103

1 開 会

2 挨拶

3 議長選出

4 議 事

(1) 学校給食費改定(案)について

5 そ の 他

6 閉 会

学校給食費改定(案)

白岡市学校給食費改定検討委員会会議において検討した結果、次のとおり白岡市学校給食費改定(案)とします。

		改定金額	令和5年度 現在の金額	増額
小学校	月額	4,900円	4,300円	600円
	1食当たり	287円	252円	35円
中学校	月額	5,600円	4,900円	700円
	1食当たり	328円	287円	41円

学校給食費改定検討委員会会議資料

(学校給食費改定案)

上段：一月当たりの給食費
下段：一食当たりの給食費

区 分		小 学 校	中 学 校	意見書結果
現 行		4,300円 @ 252円	4,900円 @ 287円	/
案1	令和3年6月と令和5年6月 消費者物価指数の上昇率12.31%	4,829.33円 @ 283円	5,503.19円 @ 322円	1件
※ 案2	令和3年6月と令和5年6月食材費比較 小学校:物価上昇率13.39% 中学校:物価上昇率13.64%	4,875.77円 @ 285円	5,568.36円 @ 326円	9件
その他	改定はやむを得ない (改定案については明記なし)	/	/	3件

【算出根拠】

	一月当たりの給食費	一食当たりの給食費
<案1>	≪小学校≫ 4,300円×1.1231 = 4,829.33円	4,829.33円×11月÷188回 ≒ 283円
	≪中学校≫ 4,900円×1.1231 = 5,503.19円	5,503.19円×11月÷188回 ≒ 322円
<案2>	≪小学校≫ 4,300円×1.1339 = 4,875.77円	4,875.77円×11月÷188回 ≒ 285円
	≪中学校≫ 4,900円×1.1364 = 5,568.36円	5,568.36円×11月÷188回 ≒ 326円

学校給食費改定検討委員会会議資料 (端数処理について)

上段：一月当たりの給食費
下段：一食当たりの給食費

区分	小学校	中学校
端数処理前	4,875.77円	5,568.36円
	@ 285円	@ 326円
切り下げ	4,800円	5,500円
	@ 281円	@ 322円
※ 切り上げ	4,900円	5,600円
	@ 287円	@ 328円

【算出根拠】

一月当たりの給食費		一食当たりの給食費
切り下げ	≪小学校≫ $4,300円 \times 1.1339 = 4,875.77円 \div 4,800円$	$4,800円 \times 11月 \div 188回 \div 281円$
	≪中学校≫ $4,900円 \times 1.1364 = 5,568.36円 \div 5,500円$	$5,500円 \times 11月 \div 188回 \div 322円$
切り上げ	≪小学校≫ $4,300円 \times 1.1339 = 4,875.77円 \div 4,900円$	$4,900円 \times 11月 \div 188回 \div 287円$
	≪中学校≫ $4,900円 \times 1.1364 = 5,568.36円 \div 5,600円$	$5,600円 \times 11月 \div 188回 \div 328円$

※一月あたりは、10円単位を切り下げ又は切り上げて100円単位、一食あたりは、小数点以下第1位を切り上げて1円単位にて端数処理

消費者物価指数を指標とした物価上昇

1 総務省 消費者物価指数(2020年を100としている)

年月	総合	総合 (生鮮食品除く)	総合 (生鮮食品及びエ ネルギー除く)	食料	光熱・水道
令和3年6月	99.5	99.5	99.2	99.9	101.4
令和4年6月	101.8	101.7	100.1	103.6	115.6
令和5年6月	105.2	105.0	104.4	112.2	108.0

※消費者物価指数とは

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価値等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものです。

家計の消費構造を一定の物に固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示したものです。

2 消費者物価指数の上昇率

比較	計算式	上昇率(%)
令和3年6月—令和4年6月	$(103.6 / 99.9) \times 100$	103.70
令和4年6月—令和5年6月	$(112.2 / 103.6) \times 100$	108.30
令和3年6月—令和5年6月	$(112.2 / 99.9) \times 100$	112.31

令和3年6月の献立を令和5年6月の食材費で計算した場合の比較 【小学校】

日	曜日	献立名			令和3年度 (円) 【A】	令和5年度 (円) 【B】	比較 (円) 【C=B-A】	上昇率(%) 【B/A】
		主食	飲料	副食				
1	火	しそご飯	牛乳	豚肉のしょうが焼き アスパラソテー じゃがいものみそ汁	260.40	282.73	22.33	108.57
2	水	ビビンバ	牛乳	餃子 レンファンタン	249.22	293.43	44.21	117.74
3	木	ツイストパン	牛乳	鶏のコーンフレーク焼き スパゲティナポリタン 千切り野菜スープ	254.10	293.89	39.79	115.66
4	金	かみかみご飯	牛乳	あじのかば焼き もやしのおひたし 高野煮	219.27	252.09	32.82	114.97
7	月	ご飯	牛乳	松風焼き 大根とベーコンのきんぴら けんちん汁	207.53	242.38	34.84	116.79
8	火	食パン (ブルーベリージャム)	牛乳	さわらの五色焼き ウインナーと小松菜のソテー 肉団子スープ ヨーグルト	299.70	355.15	55.44	118.50
9	水	ご飯	牛乳	厚焼き玉子 中華きゅうり マーボー豆腐	210.46	235.58	25.12	111.94
10	木	メロンパン	牛乳	鶏肉のハーブ焼き 海藻サラダ クラムチャウダー	319.31	355.81	36.50	111.43
11	金	ご飯	牛乳	ミートコロツケ 春雨のピリ辛炒め 小松菜のみそ汁	197.60	213.46	15.86	108.02
14	月	しらなしパン	牛乳	鶏のトマトソース焼き ブロックソテー しらおかわりシチュー	350.54	391.20	40.66	111.60
15	火	ご飯	牛乳	さけのみそマヨ焼き もやし炒め 油麩と野菜の煮物	243.77	265.07	21.30	108.74
16	水	抹茶きなこ揚げパン	牛乳	ツナサラダ チリコンカン アップルシャーベット	274.14	298.47	24.34	108.88
17	木	ポークカレー	コーヒーミルク	煮玉子 切り干し大根のサラダ	201.56	218.00	16.43	108.15
18	金	野菜ラーメン	牛乳	ジャンボしゅうまい 温野菜	261.73	315.77	54.04	120.65
21	月	ご飯	牛乳	さばの幽庵焼き ごま酢和え 豚汁	187.42	217.48	30.06	116.04
22	火	はちみつパン	牛乳	かぼちゃのミートソースグラタン グリーンサラダ フェジョアーダスープ	265.84	299.82	33.98	112.78
23	水	ご飯	牛乳	ししゃも磯辺フライ ごま和え 肉じゃが	205.98	222.84	16.86	108.18
24	木	ハンバーガー	牛乳	いんげんのソテー アルファベットスープ	247.31	274.09	26.78	110.83
25	金	なす南蛮うどん	牛乳	ちくわの二色揚げ ゆでとうもろこし	266.09	321.25	55.16	120.73
28	月	キムたくご飯	牛乳	いかのみりん揚げ こんにやくソテー 根菜汁	259.16	288.91	29.76	111.48
29	火	黒パン	牛乳	フィッシュアンドチップス キャベツとひじきのサラダ チンゲンサイのスープ オレンジゼリー	325.66	367.30	41.64	112.79
30	水	ジャンバラヤ	牛乳	鶏肉のマーマレード焼き ビーフンとキャベツのソテー ふんわり玉子スープ	252.12	298.73	46.61	118.49
平 均					252.68	286.52	33.84	113.39

令和3年6月の献立を令和5年6月の食材費で計算した場合の比較 【中学校】

日	曜日	献立名			令和3年度 (円) 【A】	令和5年度 (円) 【C】	比較 (円) 【E=C-A】	上昇率(%) 【C/A】
		主食	飲料	副食				
1	火	しそご飯	牛乳	豚肉のしょうが焼き アスパラソテー じゃがいものみそ汁	302.50	328.23	25.73	108.51
2	水	ビビンバ	牛乳	餃子 レンファンタン	303.68	358.44	54.76	118.03
3	木	ツイストパン	牛乳	鶏のコーンフレーク焼き スパゲティナポリタン 千切り野菜スープ	285.43	332.81	47.38	116.60
4	金	かみかみご飯	牛乳	あじのかば焼き もやしのおひたし 高野煮	249.17	290.49	41.32	116.58
7	月	ご飯	牛乳	松風焼き 大根とベーコンのきんぴら けんちん汁	238.12	278.37	40.25	116.90
8	火	食パン (ブルーベリージャム)	牛乳	さわらの五色焼き ウインナーと小松菜のソテー 肉団子スープ ヨーグルト	344.16	410.56	66.40	119.29
9	水	ご飯	牛乳	厚焼き玉子 中華きゅうり マーボー豆腐	246.94	276.06	29.12	111.79
10	木	メロンパン	牛乳	鶏肉のハーブ焼き 海藻サラダ クラムチャウダー	353.88	395.09	41.21	111.64
11	金	ご飯	牛乳	ミートコロッケ 春雨のピリ辛炒め 小松菜のみそ汁	231.72	250.20	18.47	107.97
14	月	しらなしパン	牛乳	鶏のトマトソース焼き ブロッコリーソテー しらおかわりシチュー	393.96	437.51	43.55	111.05
15	火	ご飯	牛乳	さけのみそマヨ焼き もやし炒め 油麩と野菜の煮物	283.22	308.09	24.87	108.78
16	水	抹茶きなこ揚げパン	牛乳	ツナサラダ チリコンカン アップルシャーベット	295.98	323.15	27.17	109.18
17	木	ポークカレー	コーヒーミルク	煮玉子 切り干し大根のサラダ	229.95	247.77	17.83	107.75
18	金	野菜ラーメン	牛乳	ジャンボしゅうまい 温野菜	296.06	359.15	63.10	121.31
21	月	ご飯	牛乳	さばの幽庵焼き ごま酢和え 豚汁	219.94	255.42	35.48	116.13
22	火	はちみつパン	牛乳	かぼちゃのミートソースグラタン グリーンサラダ フェジョアダスープ	295.89	333.99	38.10	112.88
23	水	ご飯	牛乳	ししゃも磯辺フライ ごま和え 肉じゃが	233.36	252.02	18.66	108.00
24	木	ハンバーガー	牛乳	いんげんのソテー アルファベットスープ	276.61	307.21	30.60	111.06
25	金	なす南蛮うどん	牛乳	ちくわの二色揚げ ゆでとうもろこし	308.96	374.35	65.39	121.17
28	月	キムたくご飯	牛乳	いかのみりん揚げ こんにやくソテー 根菜汁	297.72	331.78	34.07	111.44
29	火	黒パン	牛乳	フィッシュアンドチップス キャベツとひじきのサラダ チンゲンサイのスープ オレンジゼリー	359.86	408.21	48.35	113.43
30	水	ジャンバラヤ	牛乳	鶏肉のマーメレード焼き ビーフンとキャベツのソテー ふんわり玉子スープ	275.81	326.44	50.63	118.36
平 均					287.41	326.61	39.20	113.64

第2回学校給食費改定検討委員会会議意見内容

	意見内容	件数	概要
1	<p>○給食費の改定に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食運営を担う側は、給食費の改定はありがたい。 ・家計は厳しいが、値上げしてもおいしい給食を提供してほしい。 <p>等</p>	12件	給食費を改定することについて反対意見はありませんでした。
2	<p>○給食費の改定額に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度には既に国産の食材を外国産に替える等工夫をしていた。改定案の金額で今後の給食費がやりくりできるか不安である。 ・頻繁に給食費の値上げができないなら、ある程度大幅に値上げし、据え置きがいい。 <p>等</p>	6件	改定額については、何度も値上げせずに済むような値上げ幅がいいとの意見や物価上昇分だけでは、苦しいとの意見がありました。
3	<p>○給食費の未納について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費を値上げすると給食費の未納が増えることが予想されるので、対応を教育委員会に考えていただけると助かる。 	1件	給食費を値上げし、給食費の未納が増えた場合の対応について意見がありました。
4	<p>○保護者等への周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費の改定やその根拠について、保護者や子どもたちへ伝える必要がある。 	1件	給食費の改定が、学校給食に必要な経費であることを保護者等に理解してもらい取り組みが必要との意見がありました。
5	<p>○給食費の無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県に問合せたが、首長が決定する事項とのこと。県内で無償化している市町村はいくつあるか。 	1件	白岡市での給食費無償化の今後の見通しについて意見がありました。 ※県内63市町村で無償化している市町村は滑川町、東秩父村、小鹿野町、美里町、神川町、坂戸市の6市町村。

外国産に変更していた食材を国産へ戻した場合の比較

		小学校	中学校
小学校:物価上昇率13.71% 中学校:物価上昇率13.91%	月額	4,889.53円	5,581.59円
	1食当たり	286円	327円

国産から外国産へ変更した食材

食品名	令和3年度1学期		令和5年度1学期		比較 (円)	上昇率 (%)
	産地	価格	産地	価格		
冷凍とうもろこし	アメリカ	¥410.40/1kg	北海道	¥723.60/1kg	313.20	176.32
冷凍枝豆	ベトナム	¥756.00/1kg	北海道	¥1,566.00/1kg	810.00	207.14
乾燥わかめ	韓国	¥885.60/200g	三陸	¥1,890.00/200g	1,004.40	213.41
乾燥ひじき	韓国	¥2,268.00/500g	鹿児島	¥4,428.00/500g	2,160.00	195.24

学校給食費の取扱方針

1 学校給食費

(1) 小学校

月額4,900円(1食当たり287円)とする。

(2) 中学校

月額5,600円(1食当たり328円)とする。

2 小学1年生及び中学3年生の学校給食費の取扱い

(1) 小学1年生4月分の学校給食費

喫食回数×1食287円とする。

【計算例】

令和6年度給食開始日4月12日から12回×1食287円=3,444円

別紙1「転入等における小・中学校給食費徴収金額表」のとおり、3,450円とする。

(2) 中学3年生3月分の学校給食費

喫食回数×1食328円とする。

【計算例】

令和6年度給食最終日3月12日まで8回×1食328円=2,624円

別紙1「転入等における小・中学校給食費徴収金額表」のとおり、改め金額2,630円とする。

3 転出入等及び連続欠席の場合の学校給食費の取扱い

(1) 転出入等の場合

転入等における学校給食費の徴収金額は、別紙1「転入等における小・中学校給食費徴収金額表」のとおりとする。

なお、PTA試食会や教職員の徴収金額についても、別紙1「転入等における小・中学校給食費徴収金額表」のとおりとする。

また、転出等における学校給食費の返還金額は、※「令和6年度白岡市学校給食実施計画」にて給食日数が月間の提供回数に満たない場合、別紙2「転出等及び連続欠席における小・中学校給食費返還金額表」のとおりとする。

(2) 連続欠席の場合

ア 7日(土曜日及び日曜日を含む。)以内の連続欠席の場合の学校給食費は、減額しない。

イ 8日(土曜日及び日曜日を含む。)以上の連続欠席の場合の学校給食費は、給食の休止の申し出により返還することとし、返還金額は、別紙2「転出等及び連続欠席における小・中学校給食費返還金額表」のとおりとする。

※ 学級・学年閉鎖及び災害等(大地震等での休校は除く。)による休校は返還しない。

4 乳飲料代金の返還

アレルギー疾患及び乳糖不耐症等の疾病により、乳飲料を提供しない場合は、1本当たりの単価により算定した学校給食用乳飲料供給価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）を学期ごとに返還する。（1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。）

ただし、乳飲料代金の返還を希望する場合は、「乳飲料提供停止願」を事前に提出すること。

- (1) 牛乳代金は、年間価格変動がないため今までどおり返還し、全校計算方法を統一して学期ごとに計算する。

税込価格×日数を算出し、小数点以下を切り捨てた金額を返還する。

【参考】令和5年度学校給食用牛乳供給価格（税込）

200ml：58.38円

【令和5年度計算例】

- 飲用していない日数60日の場合

牛乳58.38円（税込）×60日＝3,502.8円 改め 3,502円返還

- (2) 牛乳以外の乳飲料については、年間価格に変動があるが、全校計算方法を統一し、学期ごとにそれぞれの価格にて計算する。

税込価格×日数を算出し、小数点以下を切り捨てた金額を返還する。

【参考】令和5年度2学期コーヒー牛乳供給価格（税込）

200ml：59.40円

令和5年度2学期ジョア（プレーン）供給価格（税込）

125ml：50.76円

【令和5年度計算例】

- コーヒー牛乳提供日数3日の場合

コーヒー牛乳59.40円（税込）×3日＝178.2円 178円返還

- ジョア（プレーン）提供日数2日の場合

ジョア（プレーン）50.76（税込）×2日＝101.52円 改め 101円返還

◎ 牛乳、牛乳以外の乳飲料は、改め金額を乗じて返還する。

【令和5年度計算例】

牛乳		コーヒー牛乳		ジョア（プレーン）	
3,502円	+	178円	+	101円	= <u>3,781円返還</u>

転入等における小・中学校給食費徴収金額表

喫食数	小学校		中学校	
	計算式	改め金額	計算式	改め金額
1食	$1 \times 287 = 287$	290円	$1 \times 328 = 328$	330円
2食	$2 \times 287 = 574$	580円	$2 \times 328 = 656$	660円
3食	$3 \times 287 = 861$	870円	$3 \times 328 = 984$	990円
4食	$4 \times 287 = 1,148$	1,150円	$4 \times 328 = 1,312$	1,320円
5食	$5 \times 287 = 1,435$	1,440円	$5 \times 328 = 1,640$	1,640円
6食	$6 \times 287 = 1,722$	1,730円	$6 \times 328 = 1,968$	1,970円
7食	$7 \times 287 = 2,009$	2,010円	$7 \times 328 = 2,296$	2,300円
8食	$8 \times 287 = 2,296$	2,300円	$8 \times 328 = 2,624$	2,630円
9食	$9 \times 287 = 2,583$	2,590円	$9 \times 328 = 2,952$	2,960円
10食	$10 \times 287 = 2,870$	2,870円	$10 \times 328 = 3,280$	3,280円
11食	$11 \times 287 = 3,157$	3,160円	$11 \times 328 = 3,608$	3,610円
12食	$12 \times 287 = 3,444$	3,450円	$12 \times 328 = 3,936$	3,940円
13食	$13 \times 287 = 3,731$	3,740円	$13 \times 328 = 4,264$	4,270円
14食	$14 \times 287 = 4,018$	4,020円	$14 \times 328 = 4,592$	4,600円
15食	$15 \times 287 = 4,305$	4,310円	$15 \times 328 = 4,920$	4,920円
16食	$16 \times 287 = 4,592$	4,600円	$16 \times 328 = 5,248$	5,250円
17食	$17 \times 287 = 4,879$	4,880円	$17 \times 328 = 5,576$	5,580円
18食以上	$18 \times 287 = 5,166$	4,900円	$18 \times 328 = 5,904$	5,600円

転出等及び連続欠席における小・中学校給食費返還金額表

喫食数	小学校		中学校	
	計算式	返金額	計算式	返金額
1食	$4,900 - 290 = 4,610$	4,610円	$5,600 - 330 = 5,270$	5,270円
2食	$4,900 - 580 = 4,320$	4,320円	$5,600 - 660 = 4,940$	4,940円
3食	$4,900 - 870 = 4,030$	4,030円	$5,600 - 990 = 4,610$	4,610円
4食	$4,900 - 1,150 = 3,750$	3,750円	$5,600 - 1,320 = 4,280$	4,280円
5食	$4,900 - 1,440 = 3,460$	3,460円	$5,600 - 1,640 = 3,960$	3,960円
6食	$4,900 - 1,730 = 3,170$	3,170円	$5,600 - 1,970 = 3,630$	3,630円
7食	$4,900 - 2,010 = 2,890$	2,890円	$5,600 - 2,300 = 3,300$	3,300円
8食	$4,900 - 2,300 = 2,600$	2,600円	$5,600 - 2,630 = 2,970$	2,970円
9食	$4,900 - 2,590 = 2,310$	2,310円	$5,600 - 2,960 = 2,640$	2,640円
10食	$4,900 - 2,870 = 2,030$	2,030円	$5,600 - 3,280 = 2,320$	2,320円
11食	$4,900 - 3,160 = 1,740$	1,740円	$5,600 - 3,610 = 1,990$	1,990円
12食	$4,900 - 3,450 = 1,450$	1,450円	$5,600 - 3,940 = 1,660$	1,660円
13食	$4,900 - 3,740 = 1,160$	1,160円	$5,600 - 4,270 = 1,330$	1,330円
14食	$4,900 - 4,020 = 880$	880円	$5,600 - 4,600 = 1,000$	1,000円
15食	$4,900 - 4,310 = 590$	590円	$5,600 - 4,920 = 680$	680円
16食	$4,900 - 4,600 = 300$	300円	$5,600 - 5,250 = 350$	350円
17食	$4,900 - 4,880 = 20$	20円	$5,600 - 5,580 = 20$	20円
18食以上	$4,900 - 4,900 = 0$	返金なし	$5,600 - 5,600 = 0$	返金なし

学校給食費改定に関する今後のスケジュール(案)

令和5年12月 1日	校長会へ報告
12月20日	12月議会へ報告
令和6年 1月上旬	保護者へ通知 給食だよりへ掲載 市ホームページへ掲載
令和6年 4月～	改定額にて学校給食費の徴収を開始

○白岡市学校給食委員会規則

平成元年12月8日

教委規則第3号

改正 平成7年6月2日教委規則第3号

平成12年3月7日教委規則第2号

平成14年3月29日教委規則第7号

平成14年8月9日教委規則第13号

平成18年3月13日教委規則第2号

平成24年3月28日教委規則第3号

平成24年9月12日教委規則第5号

平成27年3月10日教委規則第2号

白岡町学校給食委員会規則（昭和53年白岡町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 白岡市学校給食の円滑な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 学校給食に係る学校予算及び決算並びに学校給食の実施計画に関すること。
- (2) 学校給食用物資の確保及び物資納入業者の指名に関すること。
- (3) 学校給食費の決定及び徴収に関すること。
- (4) その他学校給食の運営に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員40名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 各小・中学校の校長及び教職員代表 20名
- (2) 各小・中学校のPTA会長及び給食部門代表 20名

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に会長、副会長1名及び監事2名を置き、会長、副会長及び監事は、委員の互選により選出するものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、各小・中学校における学校給食会計の監査を行う。

(部会)

第6条 委員会に学校給食用物資を選定及び確保するための物資部会及び学校給食の円滑かつ安定した事業推進を行うための運営部会（以下これらを「部会」という。）を置くものとする。

- 2 部会は、委員のうちから会長が指定する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出するものとする。
- 4 部会長は、部会を代表し、部会会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。

- 2 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前に委嘱されている委員及び改正後の白岡町学校給食委員会規則により新たに委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年度に委嘱する委員の委嘱日の前日までとする。
- 3 この規則の施行の際、現に役員となっている者は、委員の任期満了の日まで当該役員の職にあるものとする。

附 則 (平成7年6月2日教委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月7日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月9日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月13日教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月12日教委規則第5号)

この規則は、白岡町の市制施行の日(平成24年10月1日)から施行する。

附 則 (平成27年3月10日教委規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

白岡市学校給食委員会物資部会及び運営部会管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、白岡市における学校給食の円滑かつ安定した事業推進のために設置された物資部会及び運営部会（以下「部会」という。）の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 物資部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食用物資の選定及び事項について検討する。
- (2) その他学校給食の推進及び確保に関すること。

2 運営部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 学校給食業務の民間委託に関すること。
- (2) 学校給食費に関し必要な事項に関すること。
- (3) その他学校給食の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 物資部会は、委員20名以内をもって組織する。

2 物資部会の委員は、白岡市学校給食委員会（以下「委員会」という。）の委員で、次に掲げる者のうちから、委員会会長が指名する。

- (1) 小学校及び中学校の教職員代表
- (2) 小学校及び中学校のPTA給食部門代表

3 運営部会は、委員13名以内をもって組織する。

4 運営部会の委員は、委員会の会長、副会長、校長会会長及び各校1名の委員で組織し、各校の委員は、委員会会長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、委員の互選により選出するものとする。

2 部会長は、会務を整理し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育総務課長と協議して部会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月12日)

この規程は、白岡町の市制施行の日(平成24年10月1日)から施行する。

附 則 (平成27年2月10日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月5日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

令和5年度白岡市学校給食委員会委員名簿

学 校 名	学 校 長	教職員代表	P T A会長	P T A 給食部門代表
篠津小学校	青木春乃	藤井雅美	飯島竜也	高野谷恵子
菁莪小学校	坂庭正浩	小島麻衣	齋藤俊明	大高梨恵
大山小学校	村松淳一	堀部てい子	天野晋明	永井祐佳
南小学校	花車進矢	村上直美	安藤克幸	橋本 彩
西小学校	辻 文明	坂村ひかり	水野香奈	高島知子
白岡東小学校	天谷佐知子	佐藤淳子	佐々木 薫	野口明美
篠津中学校	増田陽一	小暮真沙美	柳 和志	飯島静実
菁莪中学校	新井範夫	京極健司	藤井亮輔	澤村弥絵
南中学校	大山美智子	本田左和子	諸岡瑞穂	守屋絵里子
白岡中学校	麻生雅彦	高橋弘美	佐々木 徹	根本のぶこ